

6 消安第 4340 号
令和 6 年 10 月 31 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11 月）における取組について（お知らせ）

平素より、動物薬事行政に御協力を賜り、ありがとうございます。

薬剤耐性（AMR）対策につきましては、令和 5 年 4 月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」として更新されており、畜産分野における抗菌薬の使用量削減の具体的な数値目標を実現するため、皆様方には、抗菌薬の慎重使用・適正使用の取組を推進するよう、貴会会員への周知・指導をお願いしているところです。

さて、薬剤耐性（AMR）対策の推進においては、国民の理解が重要となります。このため、政府としては、毎年 11 月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」（以下「推進月間」という。）に位置付け（別添 1）、推進月間を中心に薬剤耐性（AMR）に関する知識や理解を深めるための国民的な運動を展開しています。

今年度の推進月間における当省の取組は、以下のとおりです。

- ・ SNS を用いた情報発信：当省公式 X（旧 Twitter、別添 2）、Facebook（別添 3）及びメールマガジンを活用した情報発信（別添 4）
- ・ 薬剤耐性対策に関するポスターの配布（別添 5）
- ・ 当省の「消費者の部屋」における薬剤耐性（AMR）対策に関する展示（別添 6）
- ・ 薬剤耐性（AMR）対策に関するミニセミナーの開催（別添 7）

皆様方におかれましては、動物分野の薬剤耐性（AMR）対策として、日頃より動物用医薬品の適正使用・慎重使用等の普及啓発・指導等に御協力いただいているところですが、改めて、これらの情報発信や取組を御確認いただくとともに、本推進月間中の皆様方の普及啓発活動に御活用下さいますよう、よろしく申し上げます。